

住宅用火災警報器などの設置はお早めに

消防本部警防課 ☎60-0177

住宅火災で亡くなった方のうちの6～7割は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。もっと早く火災の発生を知つていれば、助かった方多かったのではないかと推測されます。このような背景を踏まえ、住宅火災による死者数の低減を目的とし、平成16年に消防法が改正され、戸建住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器などの設置が義務づけられました。

住宅用火災警報器などとは

住宅火災による煙または熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器や設備です。住宅用火災警報器などの設置により、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難ができるようになります。

いつから？どこに？

新築住宅については、既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器などの設置が義務化されています。既存住宅については、湯河原町火災予防条例により、平成23年6月1日から設置が義務付けられます。寝室や階段などに設置してください。

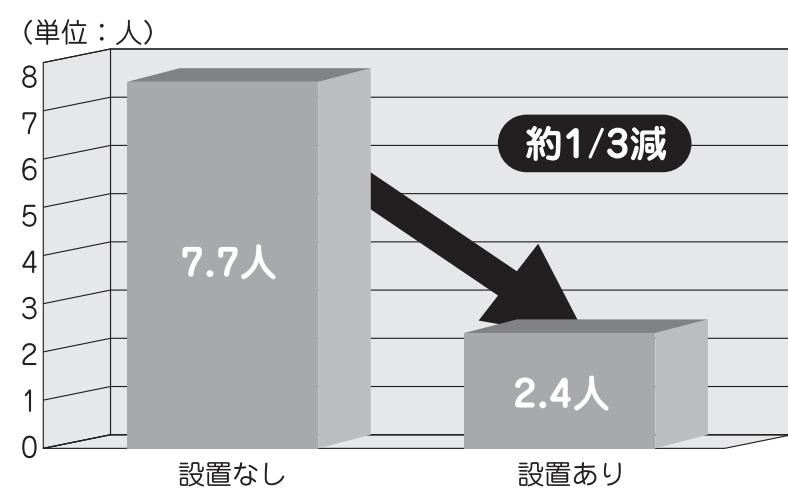


住宅火災による死者数を減らす住宅用火災警報器

住宅火災は、就寝時間と夕食の準備時間に発生する割合が多いのが特徴です。特に就寝中は火災の発生に気づきにくく、逃げ遅れてしまう可能性が高くなります。また、一般の住宅の天井はあまり高くないため、火災が起きると数分程度で煙が天井まで達し、消火器で消し止めたり、避難したりすることが難しくなります。

全国で平成18年に発生した住宅火災100件あたりの死者発生率は、住宅用火災警報器が設置されていない住宅火災では7.7人で、住宅用火災警報器が設置されている住宅火災では2.4人となっており、住宅用火災警報器が設置されることにより、およそ3分の1に減少していることが分かります。

火災による被害から身を守るため、早期に設置するようにしましょう。



(資料提供：消防庁)